

広島県告示第千一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市君田町東入君字釜野口五三七の三（次の図に示す部分に限る。）、五三七の九、五三七の一〇、五三七の一、五三七の一三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）